

## 山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。	第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(362) ー略ー	(1)～(362) ー略ー
(363) ー略ー	<u>(362)の2 建築基建築物の 27,000円</u> <u>準法第52条第6 容積率の</u> <u>項3号の規定に 特例認定</u> <u>基づく建築物の 申請手数</u> <u>容積率に関する 料</u> <u>特例の認定の申</u> <u>請に対する審査</u>
(364)～(366) ー略ー	<u>(363)の2 建築基建築物の 33,000円</u> <u>準法第53条第5 建蔽率の</u> <u>項の規定に基づ 特例許可</u> <u>く建築物の建蔽 申請手数</u> <u>率に関する特例 料</u> <u>の許可の申請に</u> <u>対する審査</u>
(367) 建築基準法建築物の 160,000 第55条第3項各 高さの許 円 号の規定に基づ 可申請手 く建築物の高さ 数料 の許可の申請に 対する審査	<u>(366)の2 建築基建築物の 160,000</u> <u>準法第55条第3 高さの特 円</u> <u>項の規定に基づ 例許可申</u> <u>く建築物の高さ 請手数料</u> <u>に関する特例の</u> <u>許可の申請に</u> <u>対する審査</u>
(367)の2及び(368) ー略ー	<u>(367) 建築基準法建築物の 160,000</u> <u>第55条第4項各 高さに関 円</u> <u>号の規定に基づ する制限</u> <u>く建築物の高さ の適用除</u> <u>に関する制限の 外に係る</u> <u>適用除外に係る 許可申請</u> <u>許可の申請に 手数料</u> <u>対する審査</u> <u>(367)の2及び(368) ー略ー</u>

(369)～(380) ー略ー

(381) 建築基準法既存建築 建築物  
第86条第2項の物を前提 (既存建  
規定に基づく一とした総 築物を除  
の敷地とみなす 合的设计 く。以下  
ことの認定の申 による建 この号に  
請に対する審査 築物の特 おいて同  
例認定申 じ。) の  
請手数料 数が1で  
ある場合  
にあつて  
は78,000  
円、建築  
物の数が  
2以上で  
ある場合  
にあつて  
は78,000  
円に1を  
超える建  
築物の数  
に28,000  
円を乗じ  
て得た額  
を加算し  
た額

(382) 建築基準法一敷地内 建築物  
第86条の2第1 認定建築 (一敷地  
項の規定に基づ 物以外の 内認定建  
く一敷地内認定 建築物の 築物を除  
建築物以外の建 建築認定 く。以下  
築物の建築の認 申請手数 この号に  
定の申請に対す 料 おいて同  
る審査 じ。) の  
数が1で  
ある場合

(368)の2 建築基準法高度地区 160,000  
準法第58条第2 における 円  
項の規定に基づ 建築物の  
く建築物の高さ 高さの特  
に関する特例の 例許可申  
許可の申請に対 請手数料  
する審査

(369)～(380) ー略ー

(381) 建築基準法既存建築 建築物  
第86条第2項の物を前提 (建築等  
規定に基づく一とした総 に係るも  
の敷地とみなす 合的设计 のに限  
ことの認定の申 による建 る。以下  
請に対する審査 築物の特 この号に  
例認定申 おいて同  
請手数料 じ。) の  
数が1で  
ある場合  
にあつて  
は78,000  
円、建築  
物の数が  
2以上で  
ある場合  
にあつて  
は78,000  
円に1を  
超える建  
築物の数  
に28,000  
円を乗じ  
て得た額  
を加算し  
た額

(382) 建築基準法公告認定 建築物  
第86条の2第1 対象区域 (一敷地  
項の規定に基づ 内におけ 内認定建  
く一敷地内認定 る建築物 築物以外  
建築物以外の建 の建築等 の建築物  
築物の新築又は 認定申請 の新築又  
一敷地内認定建 手数料 は一敷地  
築物の増築等の 内認定建  
認定の申請に対 築物の増  
する審査 築等に係

にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

るものに限る。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(383)～(423)の9の2 一略一  
 (423)の10 都市の低炭素建 次の表の  
 低炭素化の促進 築物新築 左欄に掲  
 に関する法律(平等計画認 げる区分  
 成24年法律第84 定申請手 に応じ、  
 号)第53条第1項数料 それぞれ  
 の規定に基づく 同表の右  
 低炭素建築物新 欄に定め  
 築等計画の認定 る額  
 の申請に対する  
 審査

(383)～(423)の9の2 一略一  
 (423)の10 都市の低炭素建 次の表の  
 低炭素化の促進 築物新築 左欄に掲  
 に関する法律(平等計画認 げる区分  
 成24年法律第84 定申請手 に応じ、  
 号)第53条第1項数料 それぞれ  
 の規定に基づく 同表の右  
 低炭素建築物新 欄に定め  
 築等計画の認定 る額  
 の申請に対する  
 審査

区分	金額
イ～ニ 一略一	一略一
備考	
1及び2 一略一	

第423号の10の表の付表第1

区分	金額
一略一	一略一
上記以外 の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの 35,000円

区分	金額
イ～ニ 一略一	一略一
備考	
1及び2 一略一	

第423号の10の表の付表第1

区分	金額
一略一	一略一
都市の低炭素化の	床面積の合計が200平方メートル以内のもの 18,000円

—略—		—略—
備考 —略—		

第423号の10の表の付表第2

区分		金額
—略—	—略—	—略—
上記以外 の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	70,000 円

促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて審査を受ける場合(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令、国土交通省令第1号)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合に限る。)	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	19,000 円
上記以外の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	35,000 円
	—略—	—略—
備考 —略—		

第423号の10の表の付表第2

区分		金額
—略—	—略—	—略—
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	33,000 円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	58,000 円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	105,000 円

—略—		—略—

備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分（住宅部分の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあっては、共用部分（住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。）を除いた部分）に係る床面積について算定する。

第423号の10の表の付表第3

区分		金額
—略—	—略—	—略—
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に定める基準に	—略—	—略—

いて審査を受ける場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準に適合することについて審査を受ける場合に限る。）	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	158,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	70,000円
—略—	—略—	—略—

備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。

第423号の10の表の付表第3

区分		金額
—略—	—略—	—略—
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に	—略—	—略—

適合することについて審査を受ける場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令、国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ロに定める基準に適合することについて審査を受ける場合に限る。）		
—略—	—略—	—略—
備考 —略—		

(423)の11 都市 低炭素建 次の表の  
 の低炭素化の促 築物新築 左欄に掲  
 進に関する法律 等計画変 げる区分  
 第55条第1項の 更認定申 に応じ、

適合することについて審査を受ける場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を同号に規定する工場等の用途に供する場合にあつては、同号ロ(2)。次号、第423号の12及び第423号の13において同じ。）に定める基準に適合することについて審査を受ける場合に限る。）		
—略—	—略—	—略—
備考 —略—		

(423)の11 都市の低炭素建 次の表の  
 低炭素化の促進 築物新築 左欄に掲  
 進に関する法律第 等計画変 げる区分  
 55条第1項の規 更認定申 に応じ、

規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査

区分	金額
イ～ニ ー略ー	ー略ー
備考 1及び2 ー略ー	

第423号の11の表の付表第1

区分	金額
ー略ー	ー略ー
上記以外の場合	18,000円
床面積の合計が200平方メートル以内のもの	

規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査

区分	金額
イ～ニ ー略ー	ー略ー
備考 1及び2 ー略ー	

第423号の11の表の付表第1

区分	金額
ー略ー	ー略ー
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて審査を受ける場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合に限る。）	9,000円
床面積の合計が200平方メートル以内のもの	
床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	10,000円
上記以外の場合	18,000円
床面積の合計が200平方メートル以内のもの	

—略—	—略—
備考 1 及び 2 —略—	

第423号の11の表の付表第2

区分		金額
—略—	—略—	—略—
上記以外 の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	35,000 円
	—略—	—略—

備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分（住宅部分の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあっては、共用部分を除いた部分）

—略—	—略—
備考 1 及び 2 —略—	

第423号の11の表の付表第2

区分		金額
—略—	—略—	—略—
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて審査を受ける場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合に限る。）	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	17,000 円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000 円
上記以外 の場合	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	53,000 円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	79,000 円
上記以外 の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	35,000 円
	—略—	—略—

備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。

に係る床面積について算定する。

第423号の11の表の付表第3

区分		金額
—略—	—略—	—略—
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に定める基準に適合することについて審査を受ける場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合することについて審査を受ける場合に限る。）	—略—	—略—
—略—	—略—	—略—
備考	—略—	

(423)の11の2及び(423)の11の3 —略—

(423)の12 建築物建築物エ 建築物1  
のエネルギー消 ネルギー 棟につ  
費性能の向上に 消費性能 き、次の  
関する法律第34 向上計画 表の左欄  
条第1項の規定 認定申請 に掲げる  
に基づく建築物 手数料 区分に応  
エネルギー消費 じ、それ

第423号の11の表の付表第3

区分		金額
—略—	—略—	—略—
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて審査を受ける場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合に限る。）	—略—	—略—
—略—	—略—	—略—
備考	—略—	

(423)の11の2及び(423)の11の3 —略—

(423)の12 建築物建築物エ 建築物1  
のエネルギー消 ネルギー 棟につ  
費性能の向上に 消費性能 き、次の  
関する法律第34 向上計画 表の左欄  
条第1項の規定 認定申請 に掲げる  
に基づく建築物 手数料 区分に応  
エネルギー消費 じ、それ

性能向上計画の  
認定の申請に対  
する審査

ぞれ同表  
の右欄に  
定める額  
を合算し  
た額

区分	金額
イ～ニ ー略ー	ー略ー
備考 1及び2 ー略ー	

第423号の12の表の付表第1

区分	金額
ー略ー	ー略ー
上記以外 の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの 35,000円
ー略ー	ー略ー
備考 ー略ー	

第423号の12の表の付表第2

区分	金額
ー略ー	ー略ー
上記以外 の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの 70,000円

性能向上計画の  
認定の申請に対  
する審査

ぞれ同表  
の右欄に  
定める額  
を合算し  
た額

区分	金額
イ～ニ ー略ー	ー略ー
備考 1及び2 ー略ー	

第423号の12の表の付表第1

区分	金額
ー略ー	ー略ー
建築物エネルギー	床面積の合計が200平方メートル以内のもの 18,000円
消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 19,000円
上記以外 の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの 35,000円
ー略ー	ー略ー
備考 ー略ー	

第423号の12の表の付表第2

区分	金額
ー略ー	ー略ー
建築物エネルギー	床面積の合計が300平方メートル以内のもの 33,000円
消費性能基準等を定める省令第10条	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 58,000円

—略—		—略—
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分（住宅部分の設計一次エネルギー消費量について、 <u>単位住戸</u> の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあっては、 <u>共用部分</u> を除いた部分）に係る床面積について算定する。		

第423号の12の表の付表第3

区分		金額
—略—	—略—	—略—
登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準	—略—	—略—

第2号イ	床面積の合計が2,000平方メートルを超え	105,000円
(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	5,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	158,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	70,000円
	—略—	—略—
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分（住宅部分の設計一次エネルギー消費量について、 <u>単位住戸</u> （住宅部分の一の住戸をいう。この号から第423号の14までにおいて同じ。）の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあっては、 <u>共用部分</u> （住宅部分のうち <u>単位住戸</u> 以外の部分をいう。この号から第423号の14までにおいて同じ。）を除いた部分）に係る床面積について算定する。		

第423号の12の表の付表第3

区分		金額
—略—	—略—	—略—
登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準	—略—	—略—

に適合すると評価されている場合		
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)(非住宅部分の全部を同号に規定する工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2)。以下この号及び次号において同じ。)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	—略—	—略—
—略—	—略—	—略—
備考 —略—		

(423)の13 建築物建築物エ 申請に係  
 のエネルギー消 ネルギー る建築物  
 費性能の向上に 消費性能 の計画の  
 関する法律第36 向上計画 変更に係  
 条第1項の規定 変更認定 る建築物  
 に基づく建築物 申請手数 1棟につ  
 エネルギー消費 料 き、次の  
 性能向上計画の 表(当該  
 変更の認定の申 変更の内  
 請に対する審査 容が当該  
 計画に新  
 たな他の  
 建築物  
 (建築物

に適合すると評価されている場合		
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	—略—	—略—
—略—	—略—	—略—
備考 —略—		

(423)の13 建築物建築物エ 申請に係  
 のエネルギー消 ネルギー る建築物  
 費性能の向上に 消費性能 の計画の  
 関する法律第36 向上計画 変更に係  
 条第1項の規定 変更認定 る建築物  
 に基づく建築物 申請手数 1棟につ  
 エネルギー消費 料 き、次の  
 性能向上計画の 表(当該  
 変更の認定の申 変更の内  
 請に対する審査 容が当該  
 計画に新  
 たな他の  
 建築物  
 (建築物

のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。)に係る事項を追加するものであるときは、当該追加する他の建築物にあつては、1棟につき、前号の表)の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合算した額

区分	金額
イ～ニ ー略ー	ー略ー
備考 1及び2 ー略ー	

第423号の13の表の付表第1

区分		金額
ー略ー	ー略ー	ー略ー
上記以外 の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	18,000円

のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。)に係る事項を追加するものであるときは、当該追加する他の建築物にあつては、1棟につき、前号の表)の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合算した額

区分	金額
イ～ニ ー略ー	ー略ー
備考 1及び2 ー略ー	

第423号の13の表の付表第1

区分		金額
ー略ー	ー略ー	ー略ー
建築物エネルギー	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	9,000円

	—略—	—略—
備考 —略—		

第423号の13の表の付表第2

区分		金額
—略—	—略—	—略—
上記以外 の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	35,000 円
	—略—	—略—
備考 —略—		

第423号の13の表の付表第3 —略—

消費性能 基準等を 定める省 令第10条 第2号イ (2)及 びロ(2) に定める 基準に適 合するこ とについ て審査を 受ける場 合	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	10,000 円
上記以外 の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	18,000 円
	—略—	—略—
備考 —略—		

第423号の13の表の付表第2

区分		金額
—略—	—略—	—略—
建築物エ ネルギー	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	17,000 円
消費性能 基準等を 定める省 令第10条 第2号イ (2)及 びロ(2) に定める 基準に適 合するこ とについ て審査を 受ける場 合	床面積の合計が300平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	29,000 円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のもの	53,000 円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	79,000 円
上記以外 の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	35,000 円
	—略—	—略—
備考 —略—		

第423号の13の表の付表第3 —略—

(423)の14 建築物建築物エ 次の表の  
 のエネルギー消 ネルギー 左欄に掲  
 費性能の向上に 消費性能 げる区分  
 関する法律第41 基準適合 に応じ、  
 条第1項の規定 認定申請 それぞれ  
 に基づく建築物 手数料 同表の右  
 エネルギー消費 欄に定め  
 性能基準に適合 る額  
 している旨の認  
 定の申請に対す  
 る審査

区分	金額
イ～ニ 一略一	一略一

第423号の14の表の付表第1

区分	金額
一略一	一略一
建築物エ エネルギー 消費性能 基準等を 定める省 令第1条 第1項第 2号イ (2)(i) 又は(3) 及びロ (2)又は (3)に定 める基準 に適合す ること について審 査を受け る場合	一略一
一略一	一略一
備考 一略一	一略一

第423号の14の表の付表第2

区分	金額
一略一	一略一
建築物エ エネルギー 消費性能	一略一

(423)の14 建築物建築物エ 次の表の  
 のエネルギー消 ネルギー 左欄に掲  
 費性能の向上に 消費性能 げる区分  
 関する法律第41 基準適合 に応じ、  
 条第1項の規定 認定申請 それぞれ  
 に基づく建築物 手数料 同表の右  
 エネルギー消費 欄に定め  
 性能基準に適合 る額  
 している旨の認  
 定の申請に対す  
 る審査

区分	金額
イ～ニ 一略一	一略一

第423号の14の表の付表第1

区分	金額
一略一	一略一
建築物エ エネルギー 消費性能 基準等を 定める省 令第1条 第1項第 2号イ (2)又は (3)及び ロ(2)又 は(3)に 定める基 準に適合 すること について 審査を受 ける場合	一略一
一略一	一略一
備考 一略一	一略一

第423号の14の表の付表第2

区分	金額
一略一	一略一
建築物エ エネルギー 消費性能	一略一

基準等を定める省令第1条第1項第2号イ		
(2)(ii)		
又は(3)及びロ		
(2)又は(3)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合		
—略—	—略—	—略—
備考 —略—		

第423号の14の表の付表第3 —略—

(423)の15～(478) —略—

2 —略—

基準等を定める省令第1条第1項第2号イ		
(2)又は(3)及びロ		
(2)又は(3)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合		
—略—	—略—	—略—
備考 —略—		

第423号の14の表の付表第3 —略—

(423)の15～(478) —略—

2 —略—

## 山形県空港管理条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1 及び 2 ー略ー</p> <p>3 前項の航空機のうち山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものに関する別表第1 着陸料の項の規定の適用については、平成15年4月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間は、前項の規定にかかわらず、同表着陸料の項第1号中「イ及びロの金額の合計額に」とあるのは「イ及びロの金額の合計額に10分の1を乗じて得た額に」と、同項第2号中「イ又はロの金額に」とあるのは「イ又はロの金額に10分の1を乗じて得た額に」とする。 （着陸料の不徴収）</p> <p>4 附則第2項の航空機のうち、山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成26年3月30日から<u>令和5年3月31日</u>までの間、山形空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成29年3月26日から<u>令和5年3月31日</u>までの間は、第16条の規定にかかわらず、着陸料は、徴収しない。</p>	<p>附 則</p> <p>1 及び 2 ー略ー</p> <p>3 前項の航空機のうち山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものに関する別表第1 着陸料の項の規定の適用については、平成15年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間は、前項の規定にかかわらず、同表着陸料の項第1号中「イ及びロの金額の合計額に」とあるのは「イ及びロの金額の合計額に10分の1を乗じて得た額に」と、同項第2号中「イ又はロの金額に」とあるのは「イ又はロの金額に10分の1を乗じて得た額に」とする。 （着陸料の不徴収）</p> <p>4 附則第2項の航空機のうち、山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成26年3月30日から<u>令和6年3月31日</u>までの間、山形空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成29年3月26日から<u>令和6年3月31日</u>までの間は、第16条の規定にかかわらず、着陸料は、徴収しない。</p>

山形県県営住宅条例の一部を改正する条例(案) 新旧対照表

現 行	改 正 案			
<p>第2条の3 -略-</p> <p>2 住棟は、再生可能エネルギー発電設備（<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。</u>）の導入に配慮して整備するよう努めるものとする。</p> <p>3 -略-</p>	<p>第2条の3 -略-</p> <p>2 住棟は、再生可能エネルギー発電設備（<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。</u>）の導入に配慮して整備するよう努めるものとする。</p> <p>3 -略-</p> <p style="text-align: center;">（<u>管理の特例</u>）</p> <p>第26条の4 <u>法第47条第1項の規定により市町村又は山形県住宅供給公社が県営住宅又は共同施設の管理を行う場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>			
	<p>第3条、第4条、<u>知事</u></p> <p>第6条、第7条第2項、第8条、第9条第2項及び第4項、第10条、第17条第2項、第24条の2第1項及び第5項並びに第25条の2</p>			<p>市町村長又は山形県住宅供給公社の理事長</p>
	<p>第4条</p>	<p>終了、公営住宅建替事業（同条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）による公営住宅の除却</p>		<p>終了</p>
	<p>第9条第1項及び第3項</p>	<p>知事の承認を受けたときは、知事</p>		<p>市町村長又は山形県住宅供給公社の理事長の承認を受けたときは、当該市町村長又は山形</p>

		県住宅供給 公社の理事 長
<u>第23条</u>	<u>知事に</u>	市町村長又 は山形県住 宅供給公社 の理事長に
	<u>法第33条第 2項</u>	政令第15条 の規定によ り読み替え て適用する 法第33条第 2項
	<u>知事が</u>	市町村長又 は山形県住 宅供給公社 の理事長が
<u>第23条及び第25条 第1項</u>	<u>知事の</u>	市町村長若 しくは山形 県住宅供給 公社の理事 長の
<u>第25条第1項</u>	<u>知事は</u>	市町村長又 は山形県住 宅供給公社 の理事長は